CORPORATE GOVERNANCE

HOKKANHOLDINGS LIMITED

最終更新日:2021年10月29日 ホッカンホールディングス株式会社

代表取締役社長 池田 孝資 問合せ先:03-3213-5111

証券コード: 5902 https://hokkanholdings.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

$m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを重要施策としております。

経営管理組織の整備に関しましては、意思決定の迅速化と権限委譲を図るため、取締役の人数を適正化しております。

取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築し、役員は社外取締役3名を含む取締役9名(うち女性2名)と、社外監査役2名を含む監査 役4名で構成されております。

取締役会は原則として、毎月1回開催し、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行っております。また定期的に開催しております監査役会は取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。なお、社外取締役および社外監査役の当社との利害関係はありません。

会計監査人であるきさらぎ監査法人と当社の間には特別な利害関係はなく、当社および当社グループの会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。また、顧問弁護士からは、必要に応じて、専門的なアドバイスを受ける体制をとっております。

持株会社体制のもとで、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を徹底するために、監査室を設置して内部監査の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社ウェブサイトのリニューアルに伴い、関連URLの変更のみおこなっています。2021年6月改訂後の新コーポレートガバナンス・コードに基づく開 示については、東京証券取引所の定める提出期間中に実施いたします。

【補充原則4-10① 経営陣幹部等の指名・報酬の検討について】

当社取締役会は、役員報酬が企業価値の最大化に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、「役員報酬の決定に関する方針」を定め、取締役個人別の報酬については当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会を設け、取締役個人別の報酬額の原案を作成し、取締役会において具体的な額の審議を経て取締役個人別の報酬額を決定します。

一方、指名委員会については、その設置を検討中としておりますが、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実するとともに、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、「役員の選解任に関する方針」を定め、役員候補者の選定に当たっては、本基準および取締役会の定める行動規範に基づき、取締役社長が人事案を作成し、これを各社外取締役に提出しその意見を求め、監査役候補については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社ウェブサイトのリニューアルに伴い、関連URLの変更のみおこなっています。2021年6月改訂後の新コーポレートガバナンス・コードに基づく開 示については、東京証券取引所の定める提出期間中に実施いたします。

【原則1-4. 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社では、取引先から保有要請を受けた場合、今後も取引先として継続していく企業、新たに事業戦略上関係を強化すべき企業等に限定し、また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなど、妥当性について精査し、中長期的に保有する政策保有株式を決めております。なお毎年、保有株式について取締役会で議論し見直しを行っており、政策保有から外れた銘柄について、売却を含めた検討を行っており、順次売却をしておりますとともに、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直しをしていきます。

2. 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等における該当議案には反対するなど、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益に繋がると考えております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、グループ各社における取締役会において、利益相反の恐れのある取締役を決議から外す措置を講じております。また、利益相反取引に関しては、年1回もしくは2回限度額設定・実績報告を取締役会で実施しており、グループ会社役員についても年1回関連当事者に関する調査をしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では確定給付型企業年金の他、従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。確定給付年金については、人事部が管理監督者となり、利益相反の管理や提携先と運用面において議論等を定期的に行っております。

【原則3-1.情報開示の充実】

当社では、経営理念、経営ビジョン、中期経営計画につきまして、以下のとおり開示しております。

(経営理念)https://hokkanholdings.co.jp/company/#about2

(経営ビジョン) https://hokkanholdings.co.jp/company/#about3

(中期経営計画)https://hokkanholdings.co.jp/company/#aboutMP

また、役員報酬の決定に関する方針および役員の選解任に関する方針につきましても、以下のとおり開示しております。

(役員報酬の決定に関する方針)https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/compensation.pdf (役員の選解任に関する方針)https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/appointment.pdf

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針、役員報酬および役員の選解任と役員候補者の指名にあたっての手続につきましては、「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しています。なお、当社では、全役員について、その指名理由を株主総会参考書類に記載しております(URL: https://hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu/)。また、同参考書類には、新任・再任者の経歴を開示しております。

【補充原則4-1①. 権限の委譲】

当社ではグループ各社の事業特性・役割等を勘案し、グループ全体の最適なバランスを考えたうえ、経営の意思決定機関である取締役会を機能させております。なお、取締役会に付議すべきものについては当社取締役会規則に、その詳細は取締役会の定める決裁基準に規定しており、それ以外の部分については適宜代表取締役や執行役員等、または各事業会社に権限の委譲を行っております。また、その他にも、グループ経営会議を月1回開催するなど、適切な経営判断をしていくための会議体を設けております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は役員の選解任に関する方針(URL:https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-

content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/appointment.pdf)において、「4. 社外役員の独立性に関する判断基準」として独立性判断基準を定めています。また、同方針「2. 役員候補者の選定基準」および「3. 社外役員候補者の選定基準」により、独立社外取締役に期待する資質および役割・責任について明らかにしています。

【補充原則4-11①. 取締役会の全体のバランス等】

当社取締役会は、会社としての意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、取締役の人数を適正化しており、また、当社取締役会では健全な経営を推し進めていくにあたり、法務・会計に知見をもった人材を、必要としております。

現在、当社取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名(うち女性2名)で構成されており、税務、会計および法務に関する専門的知見を有する 社外取締役を選任しております。また当社グループの主要ビジネスを熟知し、または経営管理に関する豊富な経験・実績・見識を有する取締役が 主要な事業会社の取締役を兼任し当社グループ全体を統括・指導することにより、当社において策定した経営戦略等、また当社の提供する統一 的な経営管理機能を展開し、意思決定の迅速化と適切な権限の委譲を図っております。

上記のとおり、当社の取締役会はその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立する形で構成されております。また、取締役の選任手続きについては、代表取締役社長からの提案のもと、社外取締役が関与し、公正・透明性を確保しております。

【補充原則4-11②. 兼任の状況】

当社は役員の選解任に関する方針(URL: https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-

content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/appointment.pdf)の「2. 役員候補者の選定基準」において、他の上場会社役員との兼任は4 社以内、また取締役会への出席率は概ね85%以上を目安とする旨を定めています。

取締役・監査役の重要な兼職については株主総会招集通知で開示しております。また、取締役・監査役の取締役会出席状況も開示しており、高い 出席率となっております。

 $(URL: https://hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu/)_{\circ}$

【補充原則4-11③. 取締役会の評価結果の概要】

当社は毎年、第三者機関を活用して、すべての取締役および監査役を対象に取締役会全体の実効性に関するアンケートを実施し、その分析結果に基づき対応すべき課題と実施施策を取締役会で議論しています。

2020年度の取締役会の実効性評価は、2021年3月30日に実施しました。その概要および実施施策について、以下のとおり開示しています。

 $(URL: https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/evaluation.pdf) in the properties of the propert$

【補充原則4-14②. 役員トレーニング】

新任取締役については、新任取締役としての法律的な役割等研修を受けることとしております。また、取締役会構成メンバーに対してはコンプライアンス研修等を年1回継続して実施しております。なお、社外取締役・監査役については、当社グループの工場見学等を行っています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するために「情報の開示およびIRに関する方針」を定め、当社ホームページに掲載しています。

(URL: https://hokkanholdings.co.jp/ir/disclosure_policy/)

この方針に基づく体制整備および主な取り組みは以下のとおりです。

- (i)当社のIR活動は、代表取締役が積極的に関与するなか、総務部担当取締役が責任者として個人株主および機関投資家に向けたIR活動にあたっております。
- (ii)当社のIR活動の実務は総務部が中心となり、各事業会社から必要な情報収集を行い取りまとめたうえで行っております。機関投資家向けIRにおいては、経営陣が情報の正確性、情報開示の公平性等の観点から事前に開示内容を検討しております。

なお、決算情報の漏洩を防ぎ情報開示の公平性を確保するため、原則として各四半期(決算期末を含みます)決算発表前4週間を沈黙期間として、IR活動を行わず、決算・業績見通しに関するお問い合わせへの回答・コメントを控えることとしています。

- (iii)当社の主なIR活動は次の通りです。
- ①定時株主総会:年1回
- ②機関投資家向けIR:年2回(原則)
- ③個人投資家向け説明会:不定期
- ④ホームページによる情報開示、また、別途株主アンケートを年1回実施しております。
- (iv)機関投資家向けIRの実施後には、適切かつ効果的なフィードバックのため、外部IR支援会社等から評価レポートを取得し、IR活動において把握された意見・懸念と合わせて経営陣幹部や取締役会に報告しております。
- (v)当社は、対話に際してインサイダー情報を含む重要情報の管理に留意し、機関投資家向けおよび個人投資家向け説明会その他IR活動は、事前に説明内容を確認・精査した資料に沿って行うこととしており、原則として未公表の重要情報をご提供することはありませんが、万一、意図せず重要情報を伝達した場合には、速やかに当該重要情報を公表するなど、必要な措置を取ることといたします。また、説明会を実施した際にはその資料を速やかに当社ウェブサイトに掲載するなど、フェア・ディスクロージャーの趣旨に則り、できる限り公平に情報が伝達されるような配慮を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	654,988	5.28
株式会社みずほ銀行	594,720	4.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	553,501	4.47
農林中央金庫	400,160	3.23
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	378,700	3.06
東京海上日動火災保険株式会社	361,160	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	329,000	2.65
株式会社北海道銀行	265,685	2.14
株式会社メタルワン	260,191	2.10
三菱UFJ信託銀行株式会社	247,488	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記のほか当社所有の自己株式1,073,947株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	屋林	会社との関係(※)											
八 有	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	
藤田 晶子	学者												
耕田 一英	公認会計士												
渡邉 敦子	弁護士												

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- n 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 晶子	0		藤田晶子氏は主に会計学の分野において豊富な経験と専門知識を有しているため、特に企業会計について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、当社「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任いたしました。
耕田 一英	0		耕田一英氏は公認会計士の資格を持ち、会計に関する豊富な経験と専門知識を有しているため、特に企業会計について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、当社「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任いたしました。

渡邉敦子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する豊富な経験と専門知識を有しているため、特にコンプライアンスおよび企業法務について専門的な観点から有益なアドバイスをいただくなど、当社「役員の選解任に関する方針 3. 社外役員候補者の選定基準」各号に定める役割を果たしていただけるものと期待し、選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会		_	_	_	_	_	_	_
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明

当社では、取締役の基本報酬は、取締役個人別の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、当社から独立した社外取締役が過半数 を占める報酬検討委員会を設け、各取締役の経歴、見識、実績等を踏まえて取締役個人別の報酬額の原案を作成し、取締役会は、報酬検討委 員会の提出する原案に基づき、具体的な額の審議を経て取締役個人別の報酬額を決定しています。

また、指名委員会については、その設置を検討中としておりますが、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実するとともに、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、「役員の選解任に関する方針」を定め、役員候補者の選定に当たっては、本基準および取締役会の定める行動規範に基づき、取締役社長が人事案を作成し、これを各社外取締役に提出しその意見を求め、監査役候補については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人に報告を求め、監査の相当性の判断を行い、取締役会に報告を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※)												
八 在	/馬1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	m	
田代 宏樹	弁護士														
鈴木 徹也	税理士														

- ※ 会社との関係についての選択項目
- imes本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田代 宏樹	0	弁護士	田代宏樹氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有していることから、有益なアドバイスをいただけるものと判断いたしました。
鈴木 徹也	0	税理士	鈴木徹也氏は税理士の資格を持ち、税務に関する知見を有していることから有益なアドバイスをいただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社では、毎年の業績を勘案・連動した報酬決定方法としております。また、そのうえで、事業年度ごとの経営責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。なお、2019年6月27日の定時株主総会において、取締役に対する株式報酬制度を導入いたしました。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額を決めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無^{更新}

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役会は、役員報酬が企業価値の最大化に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、役員報酬の決定に関する方針

(https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-content/themes/hokkan hd/pdf/ir/pdf/governance/compensation.pdf)を定めています。

取締役の報酬額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。また使用人分給与は含みません。)とご決議いただきました。またこれとは別枠で、取締役(社外取締役を除く)を対象に、株式報酬を支給することについてご決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 1. 当社では取締役会事務局および監査役会の開催との連携により社外取締役および社外監査役の職務に支障が無いような体制作りをとっております。
- 2. 取締役会における審議資料を事前に配信するとともに、適宜事前説明しております。
- 3. 社外取締役は取締役会のほか、特別経営会議にも出席し、経営陣との連絡を密にしております。
- 4. 社外取締役と社外監査役を含む監査役会は適宜、社外取締役・監査役連絡会を開催することとし、連携を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社および連結子会社は、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを重要施策としており、取締役会、監査役会を中心と した経営管理体制を構築しています。

(1)業務執行体制

取締役会は、社外取締役3名を含む9名(うち女性2名)で構成されており、法令または定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけております。取締役会は代表取締役会長を議長として、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行っております。

(2)監査体制

監査役会は、4名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。各監査役は監査役会で承認された監査計画に従い、取締役会及び重要な会議に出席し、また、重要書類の閲覧を行っております。これらの活動を通じ、会計監査人とも連携して取締役の業務執行状況をチェックしております、なお、監査役の機能の強化を図るため、「監査役と会計監査人の連携状況」「監査役と内部監査部門の連携状況」および「社外監査役のサポート体制」に記載された活動を行っております。

また、持株会社体制のもとで、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を徹底するために、監査室を設置して内部監査の強化に努めており ます。

(3)指名、報酬決定等の体制

① 取締役および監査役候補者の選定

当社は現時点において任意の指名委員会を設置しておりませんが、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実するとともに、意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため「役員の選解任に関する方針」(https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-

content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/appointment.pdf)を定めております。

本方針においては、取締役および監査役候補者の選定にあたっては、本基準および取締役会の定める行動規範に基づき、取締役社長が人事案を作成し、作成された人事案は、各社外取締役に提出しその意見を求め、監査役候補については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定することとされています。

② 取締役および監査役の報酬の決定

当社取締役会は、役員報酬が企業価値の最大化に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、役員報酬の決定に関する方針 (https://hokkanholdings.co.jp/wp/wp-content/themes/hokkan_hd/pdf/ir/pdf/governance/compensation.pdf)を定めています。

役員の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。また使用人分給与は含みません。)とご決議いただきました。またこれとは別枠で、取締役(社外取締役を除く)を対象に、株式報酬として2019年6月28日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間で合計160百万円を上限に拠出することをご決議いただいております。監査役の報酬額は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額80百万円以内とご決議いただきました。

2021年度に係る取締役の個人別の基本報酬は、2021年6月15日に当社から独立した社外取締役が過半数を占める報酬検討委員会を開催して原案を作成し、2021年6月29日開催の取締役会において、報酬検討委員会の提出する原案に基づき、具体的な額の審議を経て取締役個人別の報酬額を決定いたしました。

また、取締役(社外取締役を除く)の株式報酬については、「株式交付規程」に基づき、対象期間(2020年6月27日(第95回定時株主総会終結日の翌日)から2021年6月29日(第96回定時株主総会終結の日)まで)中に在任する取締役に対して、2021年6月29日付で、その役位に応じたポイントを付与しました。

監査役の報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、監査役の協議により決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、税務、会計および法務に関する専門的知見を有する社外取締役を選任しており、また当社グループの主要ビジネスを熟知し、または経営管理に関する豊富な経験・実績・見識を有する取締役が主要な事業会社の取締役を兼任し当社グループ全体を統括・指導することにより、当社において策定した経営戦略等、また当社の提供する統一的な経営管理機能を展開し、意思決定の迅速化と適切な権限の委譲を図っております。また、監査役会につきましても、税理士・弁護士の社外監査役を2名有しており、監査役会として十分に機能しております。さらに、取締役会をサポートする会議体として、グループ経営会議や特別経営会議も毎月行われていることから、当社のコーポレート・ガバナンスは持株会社として十分に機能していると判断しております。

加株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として株主総会の3週間前に発送
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 また、PC、スマートフォンその他インターネット経由での議決権行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況 ^{更新}

	補足説明	代表はいる。代表を表している。
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として「情報の開示およびIRに関する方針」を定め、当社ホームページに掲載しています。(URL:https://hokkanholdings.co.jp/ir/disclosure_policy/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年度は、第2四半期決算説明会を2020年12月4日に、期末決算説明会を 2021年6月4日に開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	リリース内容を掲載、各種財務諸表、有価証券報告書、招集通知、株主通信、 CSR報告書、決算説明会資料等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にて対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社グループは、サステナビリティ基本方針において、以下のとおり定めています。 「私たちはステークホルダーと真摯に対話し、活動状況を監督します。 ステークホルダーとの真摯な対話を通じて、持続可能な社会の実現に必要な社会的課題 の把握に努めます。 また、事業活動にかかわる取引関係者に対しても、本方針および様々な社会的課題の解 決に向けた取り組み への理解と協力を求めます。目標の設定や取り組みの状況については取締役会が監督 し、適切に開示します。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループとしてCSR報告書を作成し、ウェブサイトに掲載するほか、環境、社会、ガバナンスに関する3事業年度分の数値データを開示しています。 (URL:https://hokkanholdings.co.jp/sustainability/)
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	前記サステナビリティ基本方針のほか、「情報の開示およびIRに関する方針」を定め、当社ホームページに掲載しています。 (URL:https://hokkanholdings.co.jp/ir/disclosure_policy/)

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1.当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「ビジョン」、「サステナビリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
- 2.取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
- 3.取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの 体制を維持する。
- 4.取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
- 5.当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
- 6.当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
- 7.当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。 また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1.当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- 2.不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1.当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 2.取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
- 3.当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
- ロ. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理をおこなっている。
- 2.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- 3.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- ロ. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。 ハ. 経営管理については、「ホッカングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業 会社経営管理を実施する体制を継続する。
- 4.子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「ビジョン」、「サステナビリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
- ロ. 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
- ハ、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
- ニ. 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社毎にコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。

ホ. 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。

へ. 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。

- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 1.監査役の職務を補助すべき使用人の人事(異動、評価、処分等)については取締役と監査役が協議を行うこととする。
- 2.監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
- 1. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- イ. 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。
- ロ. 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
- ハ. 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。
- ニ. 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。
- 2.子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
- ロ. 当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。
- (9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程の準拠し、本人に不 利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 1.当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 2.監査役会が独自の外部専門家(弁護士、会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 3.当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (11)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(12)財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。

また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う



1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続 せず廃止いたしました。

なお、当社は、当社の株主の在り方につきましては従来どおり、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであると考えております。当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断につきましても、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社といたしましては、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際には、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示に関する社内体制]

当社は本方針を適切に運用し、法令および適時開示規則に基づく適時、適切な情報開示を実行する社内体制を整備し維持してまいります。 当社における会社情報の開示は、決算および経理業務に関する情報は経理部が、それ以外の情報については総務部が担当しており、総務部・ 経理部担当取締役がそれぞれの情報に関する開示責任者として業務にあたっております。

総務部および経理部においては、情報の所管部署より起案、報告される情報等を適時開示規則と照らし合わせ、決定事実または発生事実が開示すべき情報に該当するかを検討し、該当する場合にはこれを取締役会または代表取締役に提出し、承認の決議・決定を受けたうえで情報開示責任者を通じて開示することとしております。

[IR活動に関する社内体制]

当社においては、代表取締役が積極的に関与するなか、総務部担当取締役が責任者として個人株主および機関投資家に向けたIR活動にあたっております。

IR活動の実務は総務部が中心となり、各事業会社から必要な情報収集を行い取りまとめたうえで行っております。

機関投資家向けIR活動においては、経営陣幹部が事前に情報の正確性、情報開示の公平性等の観点から開示内容を検討しており、また、その実施後には、適切かつ効果的なフィードバックのため、外部IR支援会社等から評価レポートを取得し、IR活動において把握された意見・懸念と合わせて経営陣幹部や取締役会に報告しております。

ホッカンホールディングス株式会社 適時開示に関する社内体制 [模式図]



